

# キャスクスピードトレーニングスクール規約（2026年度改訂版）

Rules-CASQ040126

## 01. 名称

本スクールは「キャスクスピードトレーニングスクール」(以下「本スクール」という。)と称する。

## 02. 所在地（事務局）

本スクールの事務局は、〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門 110-1-208 特定非営利活動法人スポーツエクスパンド 内に置く。

## 03. 趣旨

本スクールは、指導員を通じて基礎体力およびコーディネーション能力を養成し、スポーツに必要なスピード・敏捷性・瞬発力の向上を目的とする。

## 04. 入会資格

本スクールの趣旨および目的に賛同し、本規約を承認のうえ、所定の費用を納入した者を会員とする。

## 05. 指導日時

会員は、所属する校およびクラスで定められた曜日・時間に指導を受けることができる。

## 06. 休業日

本スクール指定の休業日、または天候・災害・その他やむを得ない事情が発生した場合には休業することがある。

## 07. 指導内容

本スクールは、学年・レベルに応じた指導要項および指導細目を設け、それに基づき指導を行う。

## 08. 入会と費用

入会希望者は体験後、入会登録料(入会金・年会費・システム手数料)および初回月会費(2カ月分)・スポーツ保険料を、弊社指定の管理ツールにて決済する。

決済完了をもって正式入会者として認められる。以後、月会費の支払いは弊社指定の管理ツール内にて自動クレジット決済または口座振替とする。

## 09. 入会登録料(入会金・年会費・システム手数料・スポーツ保険料)

入会手続時に、本スクールが定める入会金・年会費・システム手数料・スポーツ保険料を支払わなければならない。

## 10. 月会費

月会費は弊社指定の管理ツール内にて自動クレジット決済または口座振替により納入する。

## 11. スポーツ傷害保険

全会員は本スクール指定のスポーツ傷害保険に加入する。保険料は会員負担とし、保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。年度途中入会の場合も同額を支払う。

キャスクスピードトレーニングスクール規約（2026年度改訂版）  
Rules-CASQ040126

12. 退会

退会を希望する場合は、**退会希望月の10日までに**弊社指定の管理ツール内から事務局へ申請しなければならない。

**10日を過ぎた場合は**翌月分の月会費が自動決済される。

「10日」とは、土日祝日を含む暦日とする。

退会後は会員資格を喪失するため、振替や会員特典は適用されない。

13. 計測データの提供

本スクールでは、在籍会員に対しトレーニング成果の把握・分析を目的として計測を実施する。

計測データを、個人が特定されない形で、広報・研究・指導資料・実績紹介等に使用する場合がある。

1. 計測・分析結果(記録、平均値、順位など)は在籍期間中に限り提供される。
2. 退会後に結果提供期日を迎えた場合、本スクールは結果提供の義務を負わない。
3. 計測データは、教育的目的・統計処理の範囲内で匿名化し、今後の指導改善等に利用する場合がある。
4. 本項は個人情報保護法およびプライバシーポリシーに基づき運用される。

14. 休会

休会を希望する場合は、**休会開始月の前月10日までに**弊社指定の管理ツール内から申請しなければならない。

**10日を過ぎた場合は**翌々月からの休会扱いとなる。

「10日」とは、土日祝日を含む暦日とする。

休会は原則2ヶ月までとし、休会手数料として月会費の50%を支払う。

15. 振替

振替参加を希望する場合は、弊社指定の管理ツール内から申請しなければならない。

天候等によりクラスが延期となった場合、所属校のスケジュールに基づき振替開催を行う。

会員都合による欠席は、他曜日・他会場または前後クラスでの振替参加を可能とする(担当コーチの判断による)。

振替の有効期限は年度内までとする。退会後の振替は認められない。

16. 会費等の不返還

一旦納入された入会登録料、会費、保険料、手数料等は、理由の如何を問わず返還しない。

17. 会費等の滞納

正当な理由なく会費等の納入を怠った場合、本スクールは指導の停止または会員資格の喪失を命ずることができない。

# キャスクスピードトレーニングスクール規約（2026年度改訂版）

Rules-CASQ040126

## 18. 傷害事故の責任

会員が指導中に負傷した場合、本スクールは現場指導者の指示に従っていたと認められる場合に限り、加入保険の範囲内で補償を行う。

会員は、スポーツ活動には一定の危険が伴うことを理解した上で参加するものとする。

本スクールは、故意または重過失がある場合を除き、指導中または施設利用中に発生した事故・怪我・疾病等について、加入するスポーツ傷害保険の補償範囲を超える責任を負わないものとする。

## 19. 処分

会員が本規約または施設利用規則に違反した場合、または本スクールの秩序を著しく乱した場合、指導者の意見を踏まえて除名等の処分を行うことがある。

## 20. ハラスメント・迷惑行為への対応

会員および保護者が、指導者・他の会員・保護者に対し、暴言・威圧的言動・ハラスメント行為・業務妨害行為を行った場合、本スクールは指導停止・退会等の措置を取ることができる。

## 21. 準拠法・管轄の明示

本規約は日本法を準拠法とし、本スクールに関する紛争については、運営会社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 22. 私物の管理

貴重品を含め、会員各自で管理すること。盗難・紛失等について本スクールは一切の責任を負わない。保管期間は原則1ヶ月とする。

## 23. 改正

本規約の改定・変更は本スクールが定めるところによる。その効力はすべての会員に及ぶ。

## 24. 附則

1. 本規約に定めのない事項は、本スクールの定めに従う。
2. 経済情勢その他の事情により、入会金・会費等を変更する場合がある。

## 25. 閉鎖

以下の事由により施設の一部または全部を一時的に閉鎖することができる。この場合、補償は行わない。

1. 台風・地震・火災その他の災害
2. 施設改修・保守点検等
3. 法令・行政指導・社会情勢の変化など、やむを得ない事情があるとき

## 26. 規約の発行

本規約は2026年4月1日より施行する。

以上